○彦根市配食サービス事業実施要綱

|  |
| --- |
| (平成13年4月13日告示第80号) |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| |  |  |  | | --- | --- | --- | | 改正 | 平成16年9月2日告示第135号 | 平成18年3月31日告示第88号 | | 平成19年3月16日告示第52号 | 平成20年4月1日告示第84号 | | 平成25年4月1日告示第79号 | 平成28年4月1日告示第100号 | |  |  |  | |

|  |
| --- |
|  |

(目的)

第1条　この要綱は、在宅ひとり暮らし高齢者および高齢者のみの世帯等に対し、食事を定期的に提供する事業(以下「配食サービス」という。)を実施することにより、当該高齢者の栄養改善および安否確認を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第2条　市長は、前条の目的を達成するため、次条に規定する対象者に対し、配食サービスを実施する。

(利用対象者)

第3条　配食サービスを利用することができる者は、彦根市内に住所を有するおおむね満65歳以上の者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)　単身世帯および高齢者のみの世帯で、老衰、心身の障害、傷病等の理由により調理が困難な者で、十分な食の確保ができず、かつ、安否確認が必要なもの

(2)　その他配食サービスを実施する必要があると市長が認める者

(事業の委託)

第4条　市長は、適切な事業運営を確保することができると認める者(以下「受託事業者」という。)に配食サービスを委託する。

(利用の申請)

第5条　配食サービスを利用しようとする者は、彦根市配食サービス事業利用申請書(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(利用の決定および通知)

第6条　市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかに配食サービスの必要性を検討し利用の可否を決定する。

2　市長は、前項の規定により利用の可否を決定したときは、彦根市配食サービス事業利用決定(却下)通知書(別記様式第2号)により申請をした者に通知するものとする。

3　市長は、第1項の規定により利用を決定した者(以下「利用者」という。)については、彦根市配食サービス事業利用者登録台帳(別記様式第3号)に登録し、受託事業者に通知する。

(登録の取消し等)

第7条　市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、配食サービスの利用を取り消し、または停止することができる。

(1)　虚偽その他不正行為により利用の決定を受けたとき。

(2)　利用対象者でなくなったとき。

(3)　その他市長が配食サービスを実施することが適当でないと認めたとき。

2　市長は、利用を取り消し、または停止したときは、彦根市配食サービス事業利用取消(停止)決定通知書(別記様式第4号)により当該利用者に通知するものとする。

(届出義務)

第8条　利用者またはその扶養義務者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに彦根市配食サービス事業利用変更届(別記様式第5号)により市長に届け出なければならない。

(1)　転居したとき。

(2)　入院または施設への入所その他の理由により配食サービスを利用する必要がなくなったとき。

(費用の負担)

第9条　利用者は、配食サービスに要した費用のうち、食材料費および調理費相当額として1食当たり200円以上を負担するものとする。

2　市長は、配食サービスに要した費用のうち、前項により利用者が負担した額を除いた額を助成するものとする。ただし、1食当たりの助成額は、配食サービスに要した費用のうち2分の1または200円のいずれか低い額を限度とする。

(報告)

第10条　受託事業者は、彦根市配食サービス事業実績報告書(別記様式第6号)を1箇月分まとめて翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

(その他)

第11条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付　則

この告示は、平成13年4月13日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

付　則(平成16年9月2日告示第135号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この告示は、平成16年9月2日から施行し、改正後の彦根市配食サービス事業実施要綱の規定は、平成16年4月1日から適用する。

付　則(平成18年3月31日告示第88号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この告示は平成18年4月1日から施行する。

付　則(平成19年3月16日告示第52号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

付　則(平成20年4月1日告示第84号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この告示は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第9条第2項の改正規定は、平成20年6月1日から施行する。

付　則(平成25年4月1日告示第79号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

付　則(平成28年4月1日告示第100号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

1　この告示は、平成28年4月1日から施行する。

2　この告示の施行の際、この告示による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなすことができる。

3　この告示の施行の際、現にある旧様式による書類については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別記様式第1号(第5条関係)

彦根市配食サービス事業利用申請書

[別紙参照]

様式第2号(第6条関係)

彦根市配食サービス事業利用決定(却下)通知書

[別紙参照]

様式第3号(第6条関係)

彦根市配食サービス事業利用者登録台帳

[別紙参照]

様式第4号(第7条関係)

彦根市配食サービス事業利用取消(停止)決定通知書

[別紙参照]

様式第5号(第8条関係)

彦根市配食サービス事業利用変更届

[別紙参照]

様式第6号(第10条関係)

彦根市配食サービス事業実績報告書

[別紙参照]